

休業されている事業主の方へ

令和元年台風第19号等に伴う雇用保険の特例措置について

令和元年台風第19号等に伴い、事業所が災害を直接の原因として休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に賃金（休業手当を含む）を支払うことができない場合、実際に離職していなくても、又は再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者の方は失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。

※労働者が雇用されている事業所は被災地域外でも、労働者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が被災地域内の場合も対象になります。

手続きの流れ

- ① 雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職証明書（労働者が離職していない場合は、その余白に「休業」と表示）に内容を記載（ただし、労働者が離職していない場合は、離職理由は記載不要のため斜線を引いてください）のうえ管轄のハローワーク提出

（賃金台帳等を確認させていただく場合があります）

※管轄のハローワークに提出できない場合（本社等が提出する場合）、別のハローワーク

（本社等の管轄のハローワーク）に提出ができます。

なお、迅速な支給のため、可能な限り早期ご提出にご協力をお願いします。

- ② ハローワークから休業票又は離職票を受け取り、休業又は一時離職した労働者へ送付（労働者の方へ送付できない場合は、ハローワークへご相談ください）

- ③ 労働者が休業票又は離職票および本人確認書類を持ってハローワークへ来所し受給手続（事業所が被災等により書類の提出が困難な場合、労働者が身分証明書や賃金額が確認できる書類を持ってハローワークへ来所してください。書類のない場合はハローワークへご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

この特例措置を利用して失業給付の支給を受けた方については、休業又は一時離職（以下「休業等」）が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等の前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、休業されていた労働者の方が再び就業することになった場合、またはこの特例の実施期限（令和2年10月10日）が到来した場合には、改めて「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

- 労働者に休業手当を支払い、雇用の維持を図る事業主は、雇用調整助成金が受給できる場合があります。

※詳細な内容は、最寄りの裏面のハローワークまたは労働局にお問い合わせください。



都道府県労働局・ハローワーク

福島労働局管内ハローワーク

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特別措置】

労働局・ハローワーク		所在地	電話番号
福島労働局職業安定部 職業安定課雇用保険係		〒960-8021 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎4階	024-529-5389
中通り地方	ハローワーク福島	〒960-8589 福島市狐塚17-40	024-534-4121
	ハローワーク二本松	〒964-0906 二本松市若宮2-162-5	0243-23-0343
	ハローワーク郡山	〒963-8609 郡山市方八町2-1-26	024-942-8609
	ハローワーク須賀川	〒962-0865 須賀川市妙見121-1	0248-76-8609
	ハローワーク白河	〒961-0074 白河市郭内1-136 白河小峰城合同庁舎	0248-24-1256
会津地方	ハローワーク喜多方	〒966-0853 喜多方市字千苺8374	0241-22-4111
	ハローワーク会津若松	〒965-0877 会津若松市西栄町2-23	0242-26-3333
	ハローワーク南会津	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字行司12	0241-62-1101
浜通り地方	ハローワーク相馬	〒976-0042 相馬市中村1-12-1	0244-36-0211
	ハローワーク相双	〒975-0032 南相馬市原町区桜井町1-127	0244-24-3531
	ハローワーク富岡	〒979-1111 双葉郡富岡町大字小浜字大膳町109-1	0240-22-3121
	ハローワークいわき	〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎	0246-23-1421
	ハローワーク小名浜	〒971-8111 いわき市小名浜大原字六反田65-3	0246-54-6666
	ハローワーク勿来	〒974-8212 いわき市東田町1-28-3	0246-63-3171

② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局	所在地	電話番号
福島労働局職業安定部 職業対策課雇用開発係	〒960-8021 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎4階	024-529-5409